

平成30年度 沖縄県県民の森活性化委託業務  
企画提案募集要領

1 募集の目的及び概要

本業務は、開設から30年以上が経過し施設の多くが老朽化している沖縄県県民の森(以下、「県民の森」とする。)の新たな利活用を目的として、施設に応じた利用目的の再検討及び施設のデザインの見直しなどのリニューアル計画を作成し、施設の活性化を図ることを目的に実施する。

具体的には、平成30年度に、1 会議の開催、2 県民の森施設利活用計画作成について取り組むこととする。

また、平成31年度については、平成30年度に策定した計画を実施するにあたり、必要となる人材育成又は広報活動等の活性化業務について取り組むこととする。

2 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び沖縄県暴力団排除条例(平成23年沖縄県条例第35号)第6条の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

※沖縄県暴力団排除条例第6条

県は、公共工事その他の県の事務又は事業が、暴力団による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している法人であること。コンソーシアムで本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
- (3) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあたっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (4) 過去10年間において、国、地方公共団体又はそれに準じる団体(独立行政法人等)が発注した、本業務と類似する業務の受託実績を有している企業・団体であること。
- \*ここで、類似する業務とは、施設設計の基本構想等の策定業務、または施設のリニューアル計画の策定または実施に関する業務とする。

3 応募方法等

- (1) 参加申込

ア 申込期間: 平成30年 7月 10日(火)～平成30年 7月18日(水) 17:00

イ 提出書類：参加申込書【様式1】、実績書【様式6】、誓約書【様式7】

ウ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。なお提出部数は1部とする。

※コンソーシアムでの応募の場合、共同企業体協定書【様式9】を提出し、代表事業者が応募を行うこと。

エ 選定通知：参加申込に係る提出書類により参加資格要件を確認し、審査結果については、平成30年 7月20日(金)までに通知する予定である。

## (2) 企画等提案書提出

ア 提出期限：平成30年 8月 6日(月) 17:00

イ 提出書類：応募申請書【様式2】

企画等提案書及び応募書類一式【様式3～5】(下記5参照)

ウ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

(3) 質問がある場合は、平成30年 7月27日(金)までに質問書【様式8】をファクシミリまたはEメールで提出すること。(受信確認必要)

回答は、当課ホームページに随時掲載する。

※問い合わせ先は、下記13 を参照

## 4 提案内容の要件

企画提案仕様書を参照すること。

## 5 提出物

(1) 参加申込書 …………… 【様式1】

(2) 応募申請書 …………… 【様式2】

(3) 企画等提案書 …………… 【様式3-1、3-2】

(4) 会社概要書 …………… 【様式4】

(5) 積算書 …………… 【様式5】

(6) 実績書 …………… 【様式6】

(7) 誓約書 …………… 【様式7】

(8) 質問書 …………… 【様式8】

(9) 共同企業体協定書…………… 【様式9】

(10) 参考資料(必要に応じて)

※コンソーシアムの場合は、【様式4】【様式6】【様式7】については構成員ごと作成するとともに、共同企業体協定書【様式9】を添付すること。

※【様式4】会社概要書には2期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。

※提出部数：参加申込に係る資料は1部 【様式1】、【様式6】、【様式7】、【様式9】

企画等提案書に係る資料は各8部 【様式2～5】

(原本1部、残りは原本写しとする)

## 6 企画書等の体裁

原則として、A4判、縦、左綴りとする。

なお、【様式3】企画提案書については、上記によらず書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

## 7 プレゼンテーション審査

(1) 日時 : 平成30年 8月14日(火) 14:00(予定)

(2) 場所 : 沖縄県庁 9階第4会議室(予定)

(3) 提出された提案書に基づき説明すること。

※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。

(4) 審査会場への入場者は3名以内とし、各々20分間(プレゼンテーション15分、質疑応答5分)でプレゼンテーション審査を行う。

(5) プレゼンテーションを行う日程及び時間については、平成30年 8月10日(金)までに連絡を行う。

## 8 審査の方法

(1) 応募数が6社以上の場合は、1次審査(書類審査)を行い、上位5社について2次審査(プレゼンテーション審査)を行う。応募数が5社以下の場合は、全ての業者が2次審査の対象となる。

なお、1次審査を行った場合、上位5社から漏れた業者については、その結果を平成30年 8月 8日(水)までに通知する予定である。

(2) 2次審査については、沖縄県農林水産部に設置する企画提案書審査会において、各社のプレゼンテーションについて、事業の趣旨・目的等、専門的視点から審査、採点する。

(3) 各委員の合計点数により事業者を順位付けする。この順位を事業者毎に平均し、上位の事業者を特定することとする。ただし、各委員の順位の平均点が同点の場合は、委員の多数決により、得票の多い順に選定順位とする。

なお、全ての委員の総得点が6割未満の企画提案書提案者は選定しない。

(今回の募集は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない)

(4) 前項によって第1位となった応募者については、メール等にて通知し、追って書面にて通知する。あわせて次点以下の応募者についても採用の可否について、書面にて通知する。

## 9 評価基準

審査に当たっては、別紙「企画提案書評価基準」に記載した内容について評価する。

## 10 スケジュール(予定)

平成30年 7月10日(火) 公募開始

7月12日(木) 16:00 事業説明会(県庁9階第4会議室)

7月18日(水) 17:00 参加申込締切

- 7月20日(金) 17:00 参加資格選定通知
- 7月27日(金) 17:00 質問書締切
- 8月 6日(月) 17:00 企画提案書提出締切
- 8月 8日(水) 17:00 1次審査結果通知(6社以上の提案があった場合)
- 8月14日(火) 14:00(予定) プレゼンテーション審査(県庁9階第4会議室)
- ～8月中旬 採択・決定～契約

## 11 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) プレゼンテーションに際しては、3(2)の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けない。  
ただし、これらを踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。その場合は、事前に当課担当者へ申し出るものとする。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) 1事業者(コンソーシアム)あたり、提案書は1件とする。
- (7) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- (8) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとする。

## 12 委託企業決定後の業務執行について

### (1) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 事業完了時に実際に要しなかった経費及び本事業の経費と認められない経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (4) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

### ※ 契約保証金について(県財務規則抜粋)

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会

計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13 お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 森林管理課 資源活用普及班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁9階)

電話番号:098-866-2295 FAX:098-868-0700

Eメール:kinjoukd@pref.okinawa.lg.jp

担当:金城剛大